

業務委託設計書

設計	検算	検算	照合
			課長補佐 課長

第 令和	号 一般	8 年度	一般会計	款 土木	項 道路橋りょう 公園墓園費	目 道路維持 公園墓園維持費	所属 安芸区維持管理課	設計 R 7.12	提出 R 8.1	業務委託 請負 一般競争
委託金額		円		業務名称 安芸区内公園便所清掃業務		履行場所 安芸区内一円		工期 契約締結の日から令和 9年 3月31日まで		

施行理由
 本業務は、安芸区内の公園の便所を常に清潔にし、一般利用者に不快感を与えないよう維持するため下記の通り清掃等を行うものである。

設計概要	
便所清掃	
	A公便清掃 1式
	B公便清掃 1式
	輸送費 1式
	トイレット-パ-補充 矢野駅前公衆便所 1式
	トイレット-パ-補充 絵下山公園便所 1式

仕 様 書

本業務は、公園緑地等維持管理標準仕様書（令和 8 年 1 月改訂（平成 2 3 年 1 月制定）広島市都市整備局緑化推進部）により施行すること。

特記仕様書

- 1 本特記仕様書は、安芸区内公園便所清掃業務（以下「業務」という。）に適用する。
- 2 業務場所
別紙、公園便所清掃業務一覧表のとおり。
- 3 業務の実施日及び時間
 - (1) 業務の実施日は、原則として業務内容に定める清掃周期で行うこと。
 - (2) 作業時間は、各便所において5分以上とし、「5 清掃作業」に示す清掃が終わるまで作業をすること。
 - (3) 昼間に作業を行うこと。
条件等により、夜間作業を行う場合は発注者と協議すること。
- 4 トイレトペーパーの補充について
 - (1) 矢野駅前公衆便所のトイレトペーパーの補充は、便所内に据付の紙巻器用とする。
 - (2) 絵下山公園便所のトイレトペーパーの補充は、絵下山（頂上）公園便所とし、公園便所内に据付の縦4連ストック付紙巻器用とする。トイレトペーパーの寸法は、直径Φ105mm～115mm 幅112mm～116mm、芯の内径Φ32mm～39mmの変形していないものとする。
 - (3) トイレトペーパーについては、受注者にて調達するものとする。
- 5 業務の内容
この業務に係る実施数量は、次のとおりとする。
作業日は下表のとおりとし、B公便で行う清掃周期週3回については月・水・金曜日で見込んだ日数を計上しており、前記の見込み日が祝祭日となる場合は、翌日作業で計上している。
また、便所清掃が必要となった場合には発注者と協議の上、作業日を変更することがある。

清掃分類	対象便所数	清掃周期	延回数
A公便	1か所	1月1、2、3日を除く毎日（午前・午後）	724回
B公便	42か所	1月1、2、3日と日曜・祝祭日を除く週3回	157回
計	43か所		

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
A公便	30	31	30	31	31	30	31	30	31	28	28	31	362回
B公便	13	13	13	14	13	13	13	13	14	12	12	14	157回

- 6 清掃作業
清掃作業については、次に示すとおり行うものとする。
 - (1) 清掃作業中は、利用者に清掃中であることを知らせる表示板を掲げること。清掃作業中の利用希望については、可能な限り対応すること。
 - (2) 便所内のごみ等を除去し、清潔な環境とすること。
 - (3) 便器・手洗器は必ず水洗いすること。汚物等が付着している場合は、薬品等を使用して、きれいに

除去し十分に洗い流すこと。水洗い後は、水気を残さないよう拭き取ること。

- (4) 床はほうき等で掃き、ごみや砂等を除去する。特に汚れが激しい場合は、水洗いし、床に水気が残らないよう排水すること。
- (5) 天井・壁その他に付着した汚物は、これを除去し水で洗い流すこと。洗い流した後は、水気が残らないよう拭き取ること。ただし、水をかけると支障のある内装仕上材が使用されている場所や電気BOX・蛍光灯等の付近は、水をかけずに雑巾等を使用し、目地等を傷めないように清掃すること。
- (6) 便器及び排水管に夾雑物の詰まりが生じた場合は、これを除去し洗浄すること。
なお、バキューム車を使用しないと除去できない場合は、速やかに発注者に連絡すること。
- (7) 扉・取手・鏡・柵・手摺・ペーパーホルダー・蛇口・押しボタン・バルブ等の汚れはタオル等で除去すること。
- (8) 夾雑物・ゴミ等は、臭気のない状態にして搬出し、公園内のごみ箱へ投棄すること。ごみ箱がない場合は、発注者の指示する場所に投棄すること。
- (9) シンナー等の薬品を使用しなければ消去できない落書きについては、速やかに発注者に連絡すること。
- (10) 便器、取手、手摺等の水気が残ると便所の利用に支障となる箇所については、水気が残らないよう拭き取ること。

7 遵守事項

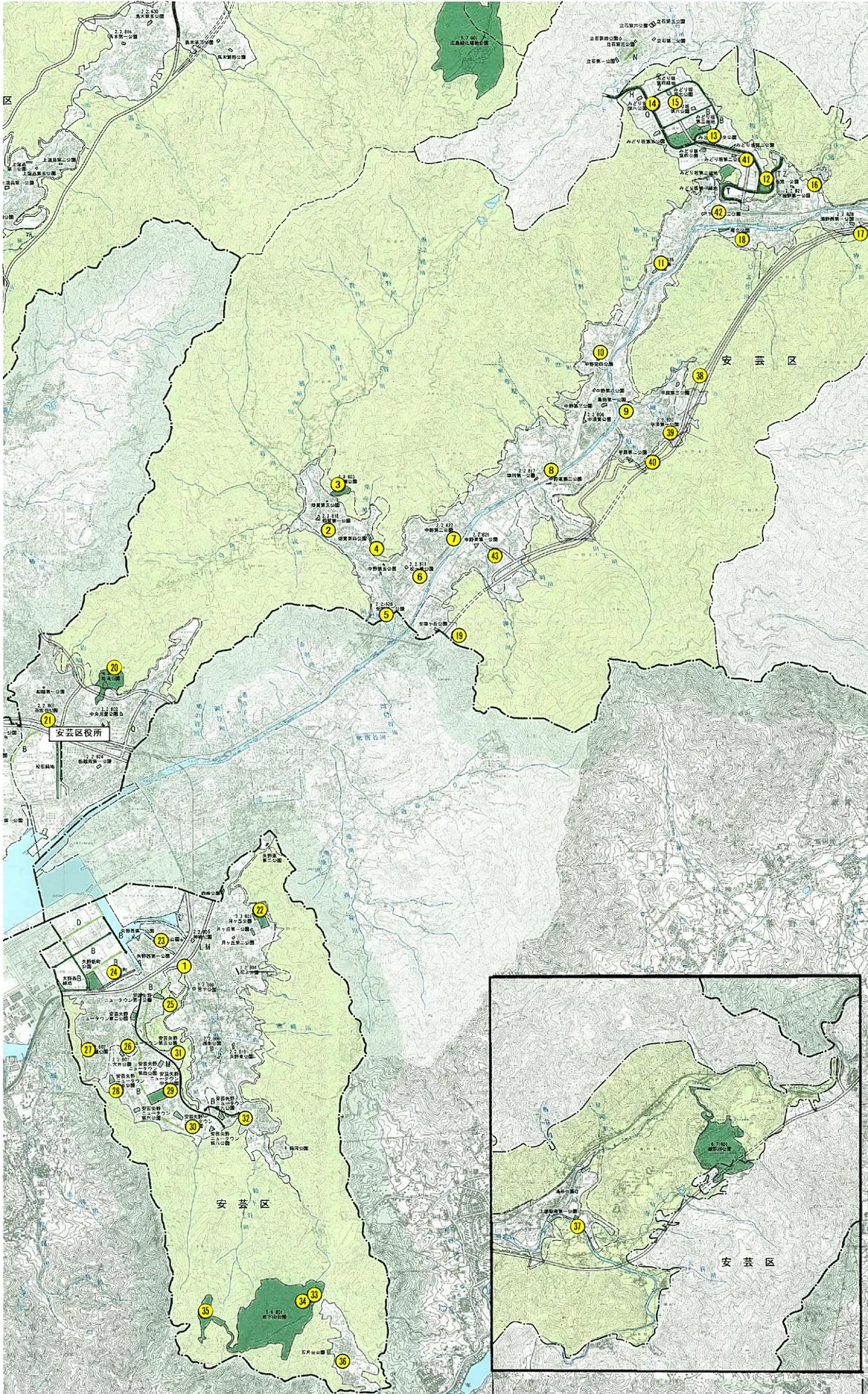
- (1) 公園利用者や近隣住民に不快感をあたえないよう留意すること。
- (2) 故障及び破損等異常を発見した場合は、応急措置をするとともに、速やかに発注者に報告し、指示を受けること。
- (3) 異臭等周囲に多大な迷惑を及ぼすような事態が発生した場合には、応急措置を講じるとともにその原因を調査し、速やかに発注者に報告し、指示を受けること。
- (4) 汲み取り式便所については、便槽内及び汲み取り口等に必要に応じて脱臭剤及び殺虫剤を散布すること。また、便槽の満杯等の汲み取りの必要性を点検し、必要と認めた場合は、速やかに発注者に連絡すること。
- (5) 受注者は、業務の実施に関し、方法等不明な点や本特記仕様書に示した以外のトラブル及び異常が発生した場合は、独断で処理することなく速やかに発注者に連絡すること。

8 報告事項

- (1) 業務の実施にあたっては、契約締結後、速やかに年間計画表を作成し提出すること。
- (2) 受注者は、本業務に従事する現場責任者を契約後直ちに所定の様式により報告すること。また、現場責任者に変更があった場合も同様とする。
- (3) 受注者は、毎月の業務完了後速やかに、下記の書類等を発注者に提出し、検査を受けるものとする。
 - ア 業務実施報告書（所定の様式による）
 - イ 月報
 - ウ 清掃確認表
 - エ 写真（写真撮影に関しては公園緑地等維持管理標準仕様書によるほか、下記のとおりとする。）
 - (ア) 便所につき月1回以上写真を撮影すること。
 - (イ) 清掃が確認できるよう作業前及び作業後の写真をそれぞれ撮影すること。
 - (ウ) 全景及び便器・手洗器の写真をそれぞれ撮影すること。
 - (エ) 上記(ウ)の写真の撮影について、便所が男性用、女性用及び多目的に分かれている場合には、それぞれ撮影すること。
 - (オ) 写真には日付を表示すること。

9 本特記仕様書に定められていない事項については、発注者と協議のうえこれを定めるものとする。

安芸区内公園便所清掃業務施行位置図



No.	公園名
1	矢野駅前
2	畑賀第一公園
3	畑賀公園
4	畑賀第四公園
5	畑賀第二公園
6	松ヶ崎公園
7	中野第二公園
8	津村第一公園
9	亀田第一公園
10	中野第四公園
11	中野第一公園
12	みどり坂第一公園
13	みどり坂中央公園
14	みどり坂第八公園
15	みどり坂第七公園
16	下瀬野第一公園
17	瀬野南第一公園
18	落合公園
19	安芸ヶ丘公園
20	岩滝公園
21	西古谷公園
22	月が丘公園
23	矢野西第二公園
24	矢野新町公園
25	矢野ニュータウン第一公園
26	大井公園
27	大磯公園
28	矢野ニュータウン第五公園
29	矢野ニュータウン中央公園
30	矢野ニュータウン第七公園
31	矢野ニュータウン第三公園
32	矢野ニュータウン第九公園
33	絵下山公園(キャンプ場)
34	絵下山公園(霊園前)
35	絵下山公園(頂上部)
36	五月台公園
37	上瀬野南第一公園
38	平原第三公園
39	平原第一公園
40	平原第二公園
41	みどり坂第二公園
42	下瀬野第二公園
43	中野東第一公園